

東京都の育児支援施策の現状と課題 その2. 東京都子ども家庭支援センター事業の活動の実態

The Actual State and Problems on the Childcare Support Measure in the Metropolis of Tokyo 2. Based on the Findings of the Survey on the Conditions about the Kodomo Katei Shien Centers

伊藤わらび
Warabi ITO

野島 靖子
Yasuko NOJIMA

1. 研究目的

東京都は、国の制度化に先がけ、高齢者の医療、福祉を始めとし、保育、障害児教育、児童福祉等の分野で先駆的な対策を講じ、他の自治体の社会福祉の水準を引き上げる役割を果たしてきた。今日、わが国の重要な施策となっている育児支援施策においても、東京都は独自の制度を設けて取り組んでいる。しかし、東京都における合計特殊出生率は、全国の数値をはるかに下回っている。(図表1)厚生労働省が2004年5月に発表した全国区市町村別合計特殊出生率の5年間の平均値は、全国下位10自治体のうち東京都の8区が占めていた。東京都の23区は子育て支援施策に努力しているが、現実には、少子化対策としての効果は上がっているとはいえない。少子化の要因は、様々考えられるが、東京は、わが国の首都として都民が生活する上での特殊事情も推察される。

全国最低の出生率を招いている要因と、東京都の育児支援施策の実態を調査研究することを試み、2004年「東京都の育児支援施策の現状と課題 その1.全国最低の出生率にある巨大都市・東京の対策」としてまとめた。(注1)東京都が実施した「東京の子どもと家庭」調査を参照すると共に、「東京都の育児支援施策」の概要を調査した。また、都の独自予算の元に実施している都内、都下の「子ども家庭支援センター」を訪れ、その活動内容について調査研究を行った。育児支援施策は、都庁の一所管のみで達成できることではなく、当然他の関連部署も連携していくことが求められている。(図表2)東京都の調査結果では、子育て中の親が、経

図表 1. 人口・出生数・合計特殊出生率等の推移

区分	東京都				全国			
	人口総数(人)	出生数(人)	出生率	合計特殊出生率	人口総数(人)	出生数(人)	出生率	合計特殊出生率
昭和40年	10,869,244	225,492	20.7	2.00	98,274,961	1,823,697	18.6	2.14
昭和45年	11,324,994	229,687	20.3	1.96	103,119,447	1,934,239	18.8	2.13
昭和50年	11,568,852	186,701	16.1	1.63	111,251,507	1,901,440	17.1	1.91
昭和55年	11,506,944	139,953	12.2	1.44	116,320,358	1,576,889	13.6	1.75
昭和60年	11,780,500	126,178	10.7	1.44	120,265,700	1,431,577	11.9	1.76
平成元年	11,692,000	106,480	9.1	1.24	122,460,000	1,246,802	10.2	1.57
平成2年	11,695,218	103,983	8.9	1.23	122,721,397	1,221,585	10.0	1.54
平成3年	11,683,000	103,226	8.8	1.18	123,102,000	1,223,245	9.9	1.53
平成4年	11,663,000	100,965	8.7	1.14	123,476,000	1,208,989	9.8	1.50
平成5年	11,619,000	98,291	8.5	1.10	123,788,000	1,188,282	9.6	1.46
平成6年	11,561,000	101,998	8.8	1.14	124,069,000	1,238,328	10.0	1.50
平成7年	11,543,005	96,823	8.4	1.11	124,298,947	1,187,064	9.6	1.42
平成8年	11,587,000	97,954	8.5	1.07	124,709,000	1,206,555	9.7	1.43
平成9年	11,619,000	97,906	8.4	1.05	124,963,000	1,191,665	9.5	1.39
平成10年	11,639,000	98,960	8.5	1.05	125,252,000	1,203,147	9.6	1.38
平成11年	11,641,000	97,959	8.4	1.03	125,432,000	1,177,669	9.4	1.34
平成12年	11,850,305	100,209	8.5	1.07	125,612,633	1,190,547	9.5	1.36
平成13年	11,912,000	98,421	8.3	1.00	125,908,000	1,170,662	9.3	1.33
平成14年	11,980,000	100,118	8.4	1.02	126,008,000	1,153,855	9.2	1.32
平成15年	12,059,000	98,534	8.2	1.00	126,139,000	1,123,610	8.9	1.29
平成16年	12,123,000	99,272	8.2	1.01	126,176,000	1,110,721	8.8	1.29

※分母に用いた人口

「各年10月1日現在推計人口」(総務省統計局)の総人口
ただし、昭和40、45、50、55、平成2、7年は国勢調査による。昭和45年以降は、日本人人口。
また、昭和45年以前の数値には沖縄県は含まれない。

※出生数

「人口動態統計」(厚生労働省大臣官房統計情報部)による。

※合計特殊出生率

「人口動態統計」(厚生労働省大臣官房統計情報部)による。

合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率の合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

※出生率(人口千対)

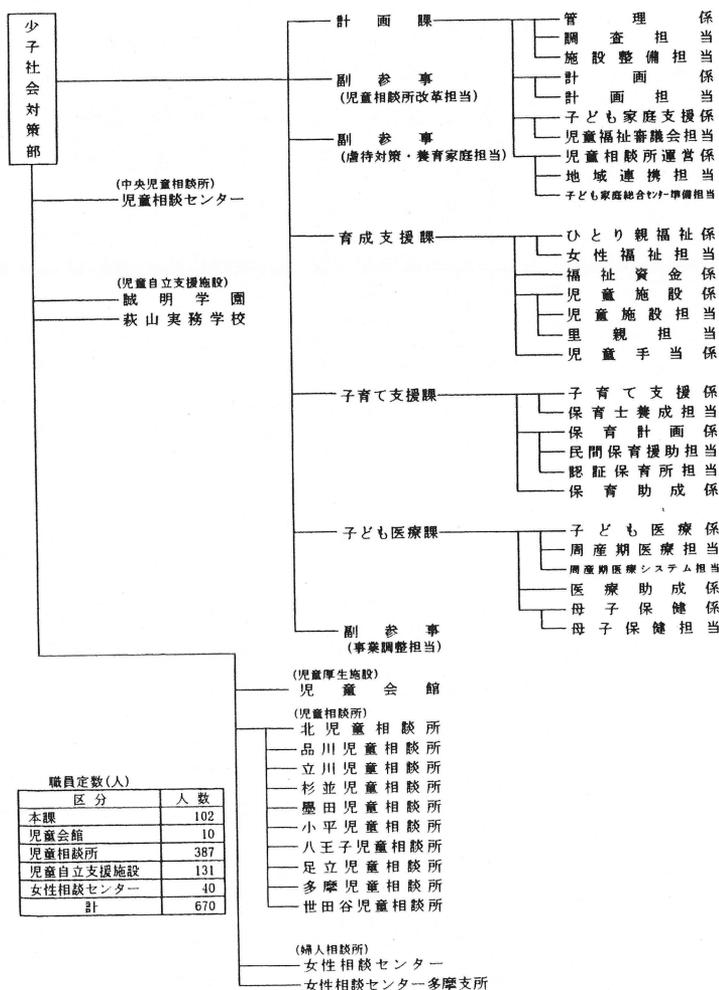
(出生数/人口総数)×1000

済的支援、職業と家庭の両立、家事・育児における妻の負担の偏重、育児相談、子どもの遊び場、公園への要望が特に目立っていた。ショートステイやトワイライト、育児相談を実施している子ども家庭支援センターを始め公的機関の利用は母親52.3%、父親23.1%で必ずしも多いとはいえなかった。「行政サービスがあることを知らなかった」12.5%、「利用方法が分からなかった」7.8%、「気軽に利用できない」7.3%、「適切な対応が期待できない」4.6%などの回答がみられ、地域における子育て支援事業についてのPRと共に、信頼され、気軽に利用できる内容の充実が求められていることが明らかになった。(注2)

筆者は、共同研究として、東京都子ども家庭支援センターをモデルとして、1997年児童福祉施設として創設され、その実態が十分に明らかではなかった「児童家庭支援センター」について2006年に全国実態調査を実施した。そこで明らかにされたことは、全国に広がっている子どもと家庭の問題の深刻さと、1ヵ所当り800万円前後という乏しい補助金の中で、「365日、24時間」相談活動にたずさわり、地域の子どもの家庭福祉の推進のために献身的に努力している児童家庭支援センターの職員の姿であった。(注3)「児童家庭支援センター」の産みの親といえる東京都の「子ども家庭支援センター」についても、その実態は十分に明らかとはいえない。2005年度より、児童相談所と共に市区町村が住民の第一義的な相談窓口となった現在、東京都の「子ども家庭支援センター」の役割はさらに重要なものとなった。本研究においては、東京都における「子ども家庭支援センター」の実態を明らかにすると共に、地域住民のニーズに応えた子育て支援事業であるための課題を考察する。

図表2. 東京都福祉保健局

少子社会対策部組織図（平成18年4月1日現在）



東京都福祉保健局少子社会対策部「子どもと家庭・女性福祉、母子保健、小児医療施策概要」11ページ。平成18年度

2. 研究方法

- (1) 東京都福祉保健局少子化社会対策部計画課子ども家庭支援係を訪れ、担当者より、平成18年度現在の施策状況について説明を受けると共に、関係資料を入手する。
- (2) 子ども家庭支援センターを訪問し、活動の実態を見学、調査した。
 - (a) 先駆型子ども家庭支援センター：杉並区・練馬区・府中市・清瀬市
 - (b) 従来型：八王子市、府中市、練馬区、大田区
 - (c) 地域子育て支援センター（国事業）：新宿区
- (3) 東京都の全自治体及び子ども家庭支援センターを対象にアンケート調査を実施した。

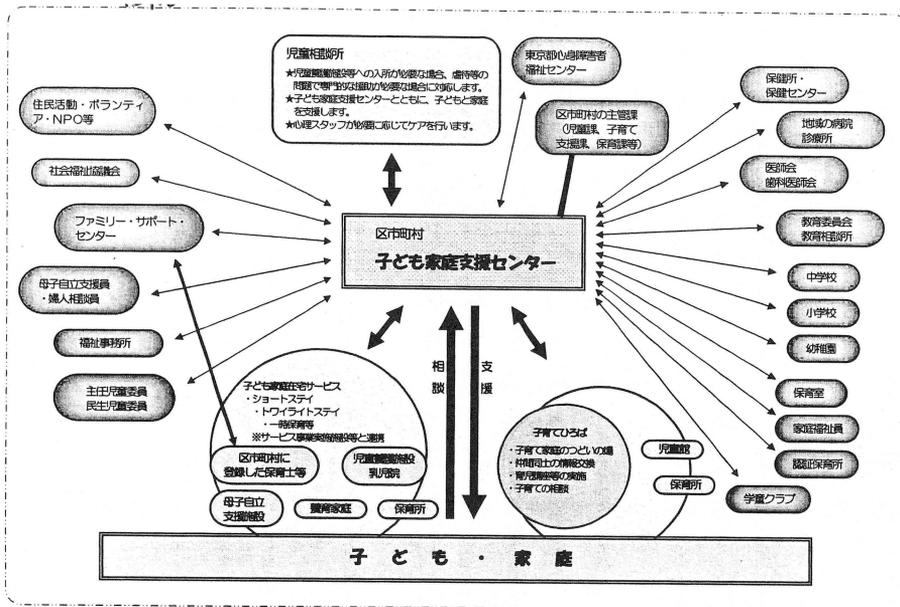
3. 東京都の子育て支援施策の概要と子ども家庭支援センター事業について

(1) 東京都の子ども家庭支援事業の経緯

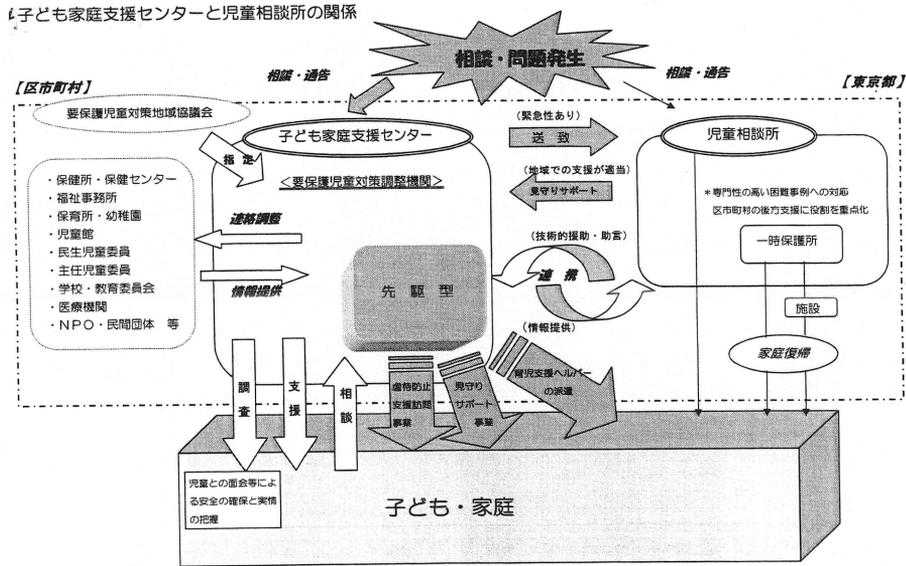
2003年度に国が「子育て短期支援事業」を制度化する以前から、東京都は、「子ども家庭支援センター」を中心に論議してきたが、1993年度からショートステイ事業を、また、1995年度からトワイライトステイ事業を実施した。1995年度からは、「子ども家庭支援センター事業実施要綱」に基づき実施している区市町村への事業補助を行っている。

東京都児童福祉審議会は、1994年8月都知事に対する中間報告において、地域における子ども家庭支援事業の中核として「子ども家庭支援センター」を区市町村を単位として設置することを提言した。1995年11月には「地域における子どもの家庭支援システムの具現化について(中間まとめ)」を意見具申し、子ども家庭支援センターを地域における子ども家庭支援システムの中核に位置付け、関連機関との連携やケアマネージメントの展開過程等を具体的に示し、センターの必要性を述べている。1998年4月には、子どもが健やかに生まれ育つための環境を整備するために「子どもが輝くまち、東京プラン」を策定し、1998年度を初年度として10ヶ年計画を策定した。2000年度に策定した東京の福祉改革推進プランにおいて、子ども家庭支援センターは2004年度までに全区市町村を中心とした子ども家庭相談・支援体制を構築することが必要であるとした。(図表3,4)

図表3. 子ども家庭支援のネットワーク



図表 4. 子ども家庭支援センターと児童相談所の関係

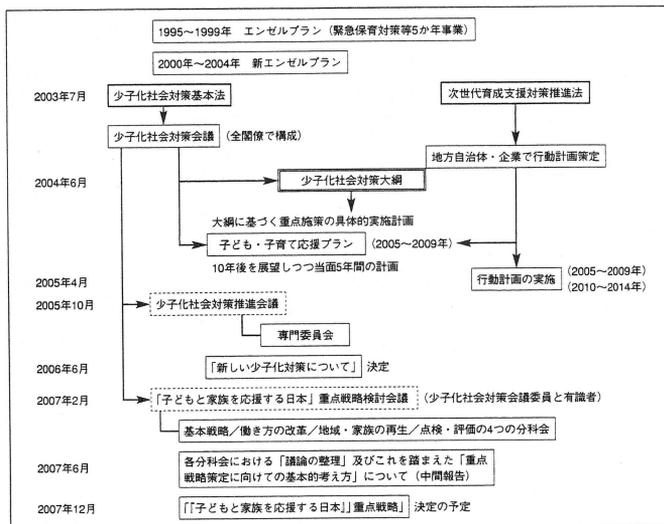


東京都「子ども家庭支援センターガイドライン」 11ページ

(2) 東京都の子育て支援施策の現状

東京都は子どもや家庭を取り巻く環境の変化に対応して、子育て家庭に対する支援施策に取り組んできた。2004年度は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画を策定し、区市町村が取り組む子育て支援の施策が充実したものとなるよう支援を計画的、集中的に実施することになった。(図表5) 本稿の主題である子育て支援施策は「福祉保健局少子化社会対策部計画課」の所管である。

図表 5. 国の少子化対策の流れ



「保育白書2007年度版」より

すでに述べたように、東京都は単独事業として「子ども家庭支援センター」（設置主体区市町村）の推進に力を入れてきた。従って東京都には、児童福祉法上の「児童家庭支援センター」は設置されておらず「子ども家庭支援センター」が地域で役割を果たしており、2003年度からは先駆型子ども家庭支援センターを設置している。子ども家庭支援センター事業補助の目的は「子どもと家庭に関する総合相談、子ども家庭在宅サービス等の提供・調整、地域組織化等の事業を行う子ども家庭支援センターを設置運営する区市町村への補助を実施し、地域における子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築する」というものである。事業内容は①相談事業②子供家庭在宅サービス等の提供③サービス調整④地域組織化事業⑤見守りサポート事業⑥虐待防止支援訪問事業⑦育児支援ヘルパー事業の提供⑧在宅サービス基盤整備事業である。このうち①～④の事業を実施するセンターを「従来型子ども家庭支援センター」、①～⑧すべての事業を実施する子ども家庭支援センターを「先駆型子ども家庭支援センター」と呼んでいる。（図表6）「子ども家庭支援センター」は、2007年2月1日現在、56区市町村（23区、26市、5町、2村）において合計62ヶ所設置されている。そのうち30ヶ所は先駆型子ども家庭支援センターである。東京都は「従来型」センターを、出来るだけ早いうちに「先駆型」センターへ移行させる計画である。

この数字は、東京都調べによるものであるが、実際には、自治体によって複数のセンターを設置していることが、自治体のホームページを通して知ることができる。市区町村独自の設置もみられ、東京都も正確な数字の把握は出来ていないようである。

東京都は子育て支援事業として子ども家庭支援センターの他に、子育てひろば事業として、A型 373ヶ所、B型 24ヶ所等に対して、また、一時・特定保育事業、地域子育て支援研修、専門分野（非行相談・精神保健）研修に対する補助の予算化をしている。（注4）

平成17年度から地域の子どもと家庭の相談に対応することが区市町村業務として法律上明確にされたことを受けて、子ども家庭支援センターが積極的な運営を進めるための指針として東京都は平成17年3月「子ども家庭支援センターガイドライン」を発行した。また、児童相談所と区市町村共通の理解のもとに円滑な運用を図る必要があることから、「児童相談所運営指針」及び「市町村児童家庭相談援助指針」を踏まえた「東京ルール」を策定し、平成19年4月1日から運用することになった。平成19年12月13日に「東京都子ども家庭支援センター事業連絡会」が発足した。

なお、東京都社会福祉協議会が、平成15年12月1日現在で実施した調査によると、「子ども家庭支援センター」1ヶ所当りの当該年度の平均事業費は約3903万円であった。（注5）

図表 6. 平成18年度子ども家庭支援センター事業補助（都単独事業）

目 的		子どもと家庭に関する総合相談、子ども家庭在宅サービス等の提供・調整、地域組織化等の事業を行う子ども家庭支援センターを設置運営する区市町村への補助を実施し、地域における子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築する。	
センターの種類		①先駆型子ども家庭支援センター（①～④すべての事業を実施） ②従来型子ども家庭支援センター（①②の事業を実施。④の事業を選択実施可能） ③小規模型子ども家庭支援センター（町村部実施可能。実施事業は従来型と同じ）	
事業内容	① 子ども家庭総合ケースマネジメント事業	総合相談	相談内容 ケースマネジメントの手法による子どもと家庭に関するあらゆる相談を行う。保護者はもちろん、子ども自身からの相談にも応じる。その中でも、児童館や保育所等の機能を活用した子育てひろばの日常的対応だけでは解決困難な問題を中心に処理する。 相談時間 年末年始を除く休日・夜間にも行うなど、利用者の利便性を図る。 関係機関との連携 福祉、保健・医療、教育等の各分野の関係機関と日常的に連携できる場と機会を設ける（連絡調整会議、ケース会議の開催など）。
		子ども家庭在宅サービス等の提供	在宅サービス 子ども家庭支援センター内及び他の児童福祉施設等において、ショートステイ、トワイライトステイ、一時保育（派遣型含む。）等の各種在宅サービス及び地域のニーズに応じた独自のサービスを実施し、その提供を行う。 情報提供 地域での子育て家庭に提供されている様々なサービスの実施状況を把握し、インターネット等を活用して広く情報を提供するなど、子育て家庭の利便性を図る。
		サービス調整	事業内容 子ども家庭支援センターは、児童相談所や保健所等の関係機関と連携し、個々の相談者が抱える問題に最も適した解決が図れるよう関係機関と調整するなど、相談内容に応じた適切な指導・援助を行う。
		②地域組織化事業	事業内容 地域の実情にあった事業やサービスの開発を進めるため、①子育てひろばを実施している保育所や児童館等と連携した子育てグループ等地域のグループ活動の支援、②ボランティア育成、地域ボランティア団体の支援やボランティアに関する情報提供・活用、③相談の結果分析やアンケート調査等による地域の福祉ニーズの調査研究等を行う。
	③ 要支援家庭サポート事業	見守りサポート事業	事業内容 児童相談所と連携し、軽度の児童虐待が認められるが、在宅での指導が適当と判断される家庭及び児童虐待により児童相談所が一時保護若しくは施設措置等した児童が家庭復帰した後の家庭への支援を行う。
		虐待防止支援訪問事業	事業内容 保健所・保健センター等の関係機関と連携し、親の不適切な養育態度など生活環境に問題がある家庭、極度の養育不安など精神・心理的問題を抱える家庭及び乳幼児健康診断未受診家庭等、子どもの健全な成長に懸念が持たれる家庭に対し、児童虐待の予防的支援（発達相談・指導含む）を行う。
		育児支援ヘルパー事業の提供	事業内容 産じょく期の母子に対する育児相談や簡単な家事等の援助など、養育支援が必要な家庭に対しヘルパーの派遣を行う。児童虐待予防の観点から、虐待防止支援訪問事業につなげる等、各家庭の状況に即した適切な支援を行う。
	④在宅サービス基盤整備事業	事業内容 地域における在宅サービスの量的な充実を図るため、在宅サービスの担い手となりうる養育家庭の開拓に協力する。	

職員体制	区分	種別	資格等	相談	サービス決定	サービス調整	組織化	見守サポート	虐待防止	基盤整備	
	子ども家庭支援ワーカー	常2	社会福祉士、保健師、経験豊富な者等	◎	◎	◎	○	○	○	○	◎
		非1	豊富な者等	◎	○	○	○	○	○	○	○
	専門相談員	非1	医師、保健師、教育関係者等	◎							
	地域活動ワーカー	非1	活動経験者等				◎				
	虐待対策ワーカー	常1	児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者等	○	○	○		◎	◎		
※1. ◎は主担当、○は補助 ※2. 虐待対策ワーカーは、先駆型子ども家庭支援センターの場合のみ配置する。 ※3. 小規模型は、子ども家庭支援ワーカーとして非常勤1名を配置し、その他は兼務可。											
施設・設備	次の設備を設ける。(既存の社会福祉施設等との併設、分散配置も可) ① 相談室(相談の秘密が守られること。) ② 地域活動室(講習会、グループ活動用) ③ 交流スペース										
実施主体	区市町村(社会福祉法人に委託することができる。)										
補助基準額	(先駆型) 24,000千円 (従来型) 17,000千円 (小規模型) 2,300千円 (在宅サービス基盤整備事業加算分) 1,000千円										
補助率	1/2										
18年度予算	596,550千円 (先駆型36か所、従来型18か所、小規模型2か所、在宅サービス基盤整備事業37か所)										
事業開始	平成7年度(先駆型は平成15年度、小規模型は平成17年度)										
実施状況	17年度 59か所(52区市町) ○先駆型実施区市(21か所) 区部; 港・新宿・品川・大田・世田谷①・渋谷・中野・杉並・豊島①・板橋・足立・葛飾区① 市部; 八王子・立川・武蔵野・三鷹・昭島・調布・町田・清瀬・多摩 ○従来型実施区市町(36か所) 区部; 千代田・文京・台東・墨田・江東・目黒・世田谷④・豊島①・北・荒川・練馬 葛飾①・江戸川 市町部; 青梅・府中・小金井・小平・日野②・東村山・国分寺・国立・福生・狛江・東大和 武蔵村山・稲城・羽村・あきる野・西東京・瑞穂・大島・八丈 ○小規模型実施町(2か所) 奥多摩・日の出 ※ ○内の数字は、複数設置区市の箇所数										
根拠規程	子ども家庭支援センター事業実施要綱(平成7年10月23日7福子推第402号) 平成17年度子ども家庭支援センター事業費補助要綱 (平成18年1月19日17福保子計第713号)										
所管	計画課子ども家庭支援係										

4. 東京都子ども家庭支援センターの調査結果と考察

(1) 調査の概要

① 調査の目的

東京都の単独事業である「子ども家庭支援センター」の実態を把握し、今日、地域における多様化、深刻化している児童家庭問題に総合施設として機能しているかを考察する。また、児童福祉法第44条に規定され、東京都以外に設置されている全国の「児童家庭支援センター」との比較研究を行うことを目的とする。

② 調査の対象

- 1) 東京都62区市町村の子ども家庭支援センター所管課
- 2) 平成18年度子ども家庭支援センター 70ヶ所、 地域子育て支援センター 5ヶ所
計 75ヶ所

③ 調査の期日

平成19年6月～8月

④ 調査の方法

一部記述式を含む多肢選択法による質問紙法を用い、調査票を各所管とセンターに郵送し、回答を返送して頂いた。

⑤ 調査事項

児童家庭支援センターの実態と比較研究を行うために、平成18年度実施した調査項目とほぼ同様にした。

⑥ 回収率

- 1) 区市町村子ども家庭支援センター所管：
調査客体数 62、回収客体数 43、回収率 69.4%
- 2) 東京都子ども家庭支援センター：
調査客体数 75、(地域子育て支援センター 5ヶ所を含む)
回収客対数 36、回収率48.0%

(2) 東京都区市町村調査結果

回答のあった43区市町村のうち、子ども家庭支援センターが「ある」が40ヶ所（93.0%）、「ない」が3ヶ所（7.0%）であった。子ども家庭支援センターは、1自治体に1ヶ所の設置がほとんどであるが、一部自治体では複数の設置が見られた。「ない」と回答した自治体は島地域で、3自治体のうち2ヶ所は19、20年度に設置予定であるが、1ヶ所は「人口が少なく設置するほどではない」とのことであった。（表1）

子ども家庭支援センターの種類では、「先駆型センター」が26ヶ所（54.2%）、「従来型センター」が16ヶ所（33.3%）、「小規模型センター」が6ヶ所（12.5%）であった。「小規模型」は町村にあるが、「先駆型センター」が設置されている町が1ヶ所あった。（表2）

表1. 子ども家庭支援センターの有無
(回答数43)

	実数	%
ある	40	93.0
ない	3	7.0
計	43	100.0

表2. 種類ごとの設置数 (回答数48)

	実数	%
先駆型	26	54.2
従来型	16	33.3
小規模型	6	12.5
計	48	100.0

表3. 運営主体 (回答数48)

	実数	%
自治体直営	35	72.9
民間委託	7	14.6
不明	6	12.5
計	48	100.0

センターの運営主体としては区市町村が直接運営しているセンターが35ヶ所(72.9%)、民間委託7ヶ所(33.3%)、不明6ヶ所(12.5%)であった。(表3)委託先の法人が運営している他の事業は保育所や障害者施設の運営など、多様であった。

子ども家庭支援センター事業の開始時期は、最も早い自治体で平成10年4月、遅い自治体で平成19年2月であり、開始後の経過の平均は4年10ヶ月であった。

子ども家庭支援センターで実施されているなかで重要と回答している事業については、「地域密着型の相談窓口」が最も多く40ヶ所(93.0%)、次いで「虐待等児童問題の初期対応」が34ヶ所(79.1%)、「子育てに関する地域組織化」が32ヶ所(74.4%)となっている。児童相談所の補完や代替機能としては、低い結果となっている。センターが「身近なところで気軽に相談でき、適切な援助やサービスが利用できる体制の構築」を目的に設置されていることを考えると、「地域密着型の相談窓口」の重要性がわかる。(表4)

実施されている子育て支援事業については、「子育てひろば」が最も多く、35ヶ所(81.4%)の区市町村で実施されている。次いで「一時保育・特定保育」が32ヶ所(74.4%)、「育児支援ヘルパー」は29ヶ所(67.4%)となっている。子育てひろば以外の在宅サービスは、全般をとおして、区市で多く実施され、町村では実施率が低い傾向が見られる。例えば、「ショートステイ」では、区市部では、23ヶ所(71.9%)であるのに対し、町村部では1ヶ所(9.0%)にとどまっている。(表5) その他の子育て支援事業については、「総合相談」が最も多く、33ヶ所(76.7%)、次いで「子育てサークル支援事業」が28ヶ所(65.1%)、育児講座が28ヶ所(65.1%)となっている。(表6)

表4. 重要だと考えられる事業 (複数回答)

	実数	%
地域密着型の相談窓口	40	93.0
虐待等児童問題の初期対応	34	79.1
子育てに関する地域組織化	32	74.4
在宅サービスの提供	27	62.8
子育てひろば	23	53.5
緊急性への対応	22	51.2
児童相談所の補完	9	20.9
児童相談所の代替	3	7.0
その他	3	7.0
計	193	448.9

表5. 実施している子育て支援(在宅サービス)
(複数回答)

	実数	%
子育てひろば	35	81.4
一時・特定保育	32	74.4
育児(産後)支援ヘルパー	29	67.4
ショートステイ	24	55.8
トワイライト	7	16.3
訪問型保育	2	4.7
計	129	300

表6. その他の子育て支援事業 (複数回答)

	実数	%
総合相談	33	76.7
子育てサークル支援事業	28	65.1
育児講座	28	65.1
ファミリーサポート事業	27	62.8
虐待防止支援事業	25	58.1
見守りサポート事業	23	53.5
病後時事業	22	51.2
子育てネットワーク事業	22	51.2
その他	6	14.0
計	214	497.7

表7. インターネットサイトの有無
(回答数43)

	実数	%
ある	21	48.8
ない	18	41.9
その他	4	9.3
計	43	100

インターネットを通じて情報提供するための子育てサイトの有無については、「ある」と回答のあった自治体が21ヶ所(48.8%)、「ない」が18ヶ所(41.9%)となっており、約半数の区市町村が子育てサイトを作成している。子育てサイトについての

住民からの反応は、「おおむね好評」「メール相談がある」などの自由記述が見られた。(表7)

「次世代育成支援行動計画」に子ども家庭支援センターの目的や役割についての記載については、33ヶ所(76.7%)が「はい」と回答し、「いいえ」は8ヶ所(18.6%)であった。(表8)また、行動計画作成に当たって、子育て支援についての住民ニーズ調査の実施の有無については、31ヶ所(72.1%)が「実施した」と回答している。(表9)

表8. 次世代育成支援計画への記載
(回答数43)

	実数	%
はい	33	76.7
いいえ	8	18.6
その他	2	4.7
計	43	100

表9. 住民ニーズ調査の実施
(回答数43)

	実数	%
はい	31	72.1
いいえ	7	16.3
その他	1	2.3
無回答	4	9.3
計	43	100

(3) 東京都子ども家庭支援センター調査結果 運営形態

回答のあった36のセンターのうち、区市町村が直接運営しているセンターは31ヶ所(86.1%)、民間に委託されているセンターは4ヶ所(11.1%)、その他として一部委託となっているセンターが1ヶ所(2.8%)となっている。運営形態としては、東京都子ども家庭支援センターの多くが区市町村が直接運営していることがわかった。(表10)

表10. 運営形態
(回答数:36)

	実数	%
自治体直営	31	86.1
民間委託	4	11.1
その他	1	2.8
計	36	100

開所日数

センターの開所日数については、「週6日」が最も多く17ヶ所（47.2%）、次いで「週5日」が15ヶ所（41.7%）であった。「週7日」開所しているセンターは、4ヶ所（11.1%）にとどまっている。「週5日」開所しているセンター15ヶ所のうち、「月～金」を開所日としているが11ヶ所、土曜日を開所し、「火～土」を開所日としているセンターが4ヶ所あった。週6日開所のセンターにおいても、土、日を開所し、火曜日を休みとしているセンターが1ヶ所あった。また、子ども広場のみ日曜日も開所しているセンターが1ヶ所あった。（表11）

表11. 開所日数（回答数36）

	実数	%
週5日	15	41.7
週6日	17	47.2
週7日	4	11.1
計	36	100

開所時間

センターの開所時間は、最も長時間開所しているセンターが10.5時間、最も短時間開所のセンターが7.5時間、平均で8.4時間であった。12：00～13：00は休みとしているセンターもあった。時間帯では、「9：00～17：00」が最も多く15ヶ所（41.7%）、「9：00～18：00」が4ヶ所（11.1%）、「8：30～17：15」と「8：30～17：00」がそれぞれ3ヶ所（8.3%）であった。

夜間・休日の対応

夜間・休日の対応の質問において、「携帯電話での対応」という回答項目があったが、回答のあったセンターは0であった。実際は「留守番電話にし、翌日以降に対応」が最も多く、21ヶ所（58.3%）、「夜間・休日は対応しない」が10ヶ所（27.8%）であった。「留守番電話での対応」と回答のうち4ヶ所は、「留守番電話のテープに、児童相談センターの案内を流している」と回答している。東京都児童相談センターは、都の中央児童相談所として、虐待などの緊急時には、夜間休日を含め365日24時間の対応を実施している。（表12）

表12. 夜間・休日対応（回答数36）

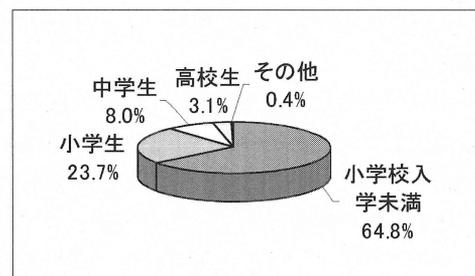
	実数	%
留守番電話にし、翌日以降に対応	21	58.3
夜間・休日は対応しない	10	27.8
その他	3	8.3
無回答	2	5.6
計	36	100

相談件数

相談件数について回答があったのは24ヶ所であった。相談内容の詳細についての集計は、各センターの集計の方法がことなっていることが多く、詳細を正しく集計することが困難であったため省略するが、24ヶ所の総延べ件数は、57,385件、1ヶ所あたりの平均件数は2,391件であった。この数字は、平均すると1ヶ月当たり199.3件、1日当たり6.6件になる。

年齢別相談件数についても、センターにより集計方法が若干異なり、実件数のみ集計するこ

図1. 年齢別相談件数



とができた。年齢別相談件数は23ヶ所より回答があり、主に新規受理の年齢別相談件数についての回答となっている。小学校入学未満が64.8%で、相談内容全体の6割以上が小学生未満の乳幼児に関する相談であるが、小学生が23.7%、中学生・高校生合わせて、11.1%となっている。(図1)

在宅サービス

子育て支援のための在宅サービスについては、「実施している」が28ヶ所(90.3%)、「実施していない」が3ヶ所(9.7%)であった(表13)。実施しているサービスは、「子育てひろば」が最も

表13. 在宅サービスの実施 (回答数31)

	実数	%
実施している	28	90.3
実施していない	3	9.7
計	31	100

多く25ヶ所(80.6%)、「ショートステイ」が15ヶ所(48.4%)、「一時・特定保育」が13ヶ所(41.9%)などである。「子育て広場」を除く在宅サービスにおいて、区市部にあるセンターの方が実施率が高く、町村部におけるセンターの実施率が低い回答となっている。このことは核家族率の高低などの地域特性や、自治体の財源に影響されていることが考えられる。(表14)

その他の子育て支援事業について、「相談事業」はすべてのセンターで実施している。要支援見守り家庭に対する「見守りサポート事業」は、14ヶ所(45.2%)のセンターで実施されているが、これは見守りサポート事業は先駆型子供家庭支援センターの事業であり、回答のあった先駆型センター数とほぼ同数であった。「子育てサークル支援」が、18ヶ所(58.1%)、「子育てネットワーク事業」が15ヶ所(48.4%)、で共に約半数である。(表15)

表14. 実施している在宅サービスの提供 (複数回答)

	実数	%
子育てひろば	25	80.6
ショートステイ	15	48.4
一時・特定保育	13	41.9
育児(産後)支援ヘルパー	12	38.7
トワイライトステイ	2	6.5
訪問型保育	2	6.5
計	69	222.6

表15. 表14以外のサービス (複数回答)

	実数	%
総合相談	31	100.0
関連機関とのサービス調整	27	87.1
育児講座	21	67.7
子育てサークル支援	18	58.1
虐待防止支援事業	16	51.6
子育てネットワーク事業	15	48.4
見守りサポート事業	14	45.2
ファミリーサポート事業	12	38.7
病後時事業	3	9.7
計	157	506.5

地域との連携

「関連機関とのサービス調整」では「保健所」「児童委員・民生委員」が最も多く、27ヶ所(87.1%)、次いで「児童相談所」「保育所」「学校」が26ヶ所(83.9%)となっている。「その他」として回答には、医療機関、精神保健センター、療育センター、福祉作業所など多様であり、さまざまな相談に対応していることが感じられる。(表16)

子ども家庭支援センターの活動の中で重要と考えられる活動については、「地域密着型の相談窓口」が最も多く、27ヶ所(87.1%)、「虐待等児童問題の初期対応」が24ヶ所(77.4%)、「子育てに関する地域組織化」が22ヶ所(71.0%)であった。

表16. 関連機関とのサービス調整

(複数回答)

	実数	%		実数	%
保健所	27	87.1	福祉事務所	20	64.5
児童委員・民生委員	27	87.1	警察	18	58.1
児童相談所	26	83.9	社会福祉協議会	12	38.7
保育所	26	83.9	児童養護施設	12	38.7
学校	26	83.9	母子生活支援施設	11	35.5
区市町村の主管課	24	77.4	乳児院	7	22.6
幼稚園	21	67.7	その他	8	25.8
			計	265	854.9

地域の運営協議会の有無については、「ある」が20ヶ所(64.5%)、「ない」が9ヶ所(29.0%)であった。運営協議会の有無について、区市町村別や先駆型・従来型別による有意差は見られなかった。「ある」と回答のあった20ヶ所のセンターの運営協議会の構成員では、「児童委員・民生委員」が最も多く、18ヶ所(90.0%)であった。次いで「区市町村の主管課」が16ヶ所(80.0%)、「児童相談所」「保育所」「学校」が26ヶ所(83.9%)である。(表17)

表17. 重要と考えられる活動 (複数回答)

	実数	%
地域密着型の相談窓口	27	87.1
虐待等児童問題の初期対応	24	77.4
子育てに関する地域組織化	22	71.0
緊急性への対応	19	61.3
在宅サービスの提供	17	54.8
子育てひろば	16	51.6
児童相談所の補完	9	29.0
その他	2	6.5
計	136	438.7

表18. 運営協議会の有無 (回答数31)

	実数	%
あ る	20	64.5
な い	9	29.0
無 回 答	2	6.5
計	31	100

表19. 運営協議会の構成員

(複数回答)

	実数	%		実数	%
児童委員・民生委員	18	90.0	福祉事務所	8	40.0
区市町村の主管課	16	80.0	社会福祉協議会	8	40.0
児童相談所	14	70.0	警察	8	40.0
保育所	13	65.0	児童養護施設	4	20.0
学校	13	65.0	母子生活支援施設	3	15.0
保健所	12	60.0	乳児院	2	10.0
幼稚園	11	55.0	その他	14	70.0
			計	144	720

職員体制

東京都の職員体制の基準によると、子ども家庭支援ワーカー常勤2・非常勤1、専門相談員非常勤1、地域活動ワーカー非常勤1、虐待対策ワーカー常勤1、であるが、虐待対策ワーカーは先駆型のみ配置すればよいことになっており、小規模型は子ども家庭支援ワーカーとして非常勤1名を配置すれば、その他は兼務可となっている。

回答のあった36ヶ所の全職員数の合計は270名で、最多で26名、最少で2名、平均7.5名である。先駆型センターの平均は10.5名、従来型センターが平均7.4名、小規模型センターが平均2.8名という結果であった。職員が持っている資格として最も多いのが「保育士」で77名(28.5%)、次いで「社会福祉士」が41名(15.2%)である。先駆型センターに配置されている「虐待対策ワーカー」は都の基準により児童福祉法第13条第2項に該当するもの等と規定されており、具体的には児童福祉司に任用される資格を持っている、社会福祉士、医師、社会福祉主事として2年以上児童福祉業務に従事したもの、などである。アンケート調査では、社会福祉士、保健師、心理学専攻が多く、相談援助の専門家が虐待対応に当たっていることが分かる。虐待対策ワーカーが1ヶ所あたり最も多く配置されているセンターで常勤3名、少ないセンターで常勤1名、平均で常勤・非常勤あわせて1.5名であった。

専門相談員の合計は、常勤が3名、非常勤が48名である。常勤の専門相談員の3名のうち、2名は先駆型センターであるが、残る1名は小規模型センターであった。専門相談員は1ヶ所あたりの平均で、先駆型センターが2名、従来型センターが1.5名であった。小規模型では専門相談員配置の回答があったのは1ヶ所のみであった。専門相談員の資格では、「心理学専攻」が最も多く42.8%。次いで「社会福祉士」の20.8%であった。医師を相談員として配置しているところもあった。

常勤・非常勤の割合をみると、計270名のうち、常勤は144名(53.3%)、非常勤は126名(46.7%)であった。職種別でみると、最も常勤の割合が高い職種は「虐待対策ワーカー」で、19名のうち17名(89.5%)が常勤、2名(10.5%)が非常勤となっている。逆に最も非常勤の割合が高い職種は「専門相談員」で、51名のうち48名(94.1%)が非常勤、常勤は3名(5.9%)のみであった。

表20. 職員体制と職員が持つ資格

(複数回答)

職 種		社会福	保健師	保育士	教 員	心理	医 師	その他	計
		祉士			経 験	学 専攻			
a.子ども家庭支援ワーカー	常 勤	13	7	34	0	3	0	29	86
	非常勤	12	1	11	11	12	0	6	53
b.専門相談員	常 勤	1	2	0	0	0	0	0	3
	非常勤	9	1	3	4	21	2	8	48
c.地域活動ワーカー	常 勤	0	1	21	0	0	0	10	32
	非常勤	2	0	4	4	1	0	6	17
d.虐待対策ワーカー	常 勤	3	4	1	1	4	0	4	17
	非常勤	1	0	0	0	0	0	1	2
e.その他	常 勤	0	0	1	0	0	0	5	6
	非常勤	0	0	2	0	0	0	4	6
計		41	16	77	20	41	2	73	270

(4) アンケート調査まとめ、考察

今回のアンケート調査は、区市町村の子育て支援担当に対する子ども家庭支援事業現況調査と、個別の子ども家庭支援センターに対する事業概況調査を実施した。当初、もう少し民間の法人への委託があると予想していたが、民間委託は少なく、回答のあったセンターについてはほとんどのセンターは直営であった。開所日数と開所時間については、児童福祉法に規定されている児童家庭支援センターが365日24時間体制をとっているのに対し、東京都子ども家庭支援センターは、夜間は原則対応せず、留守番電話に児童相談センターの案内を流しているところが多い。また開所日も平日のみというセンターが多いことが分かった。これは、「児童家庭支援センター」が原則として入所施設に附置されており、センターによっては対応が容易ということもいえるが、東京都の場合、自治体直営の単独施設であるという理由で地域において365日24時間の対応がなされていないということは一考に値する。しかし、東京都のセンターにおいても、一部ではあったが、20時まで開所しているセンターや、週7日開所しているところもあり、緊急の場合は役所の宿直が電話対応しているところもあった。各自治体が、規定の範囲内で対応に工夫していることがうかがえた。

重要であると回答した事業は、自治体・センター両調査とも「地域密着型の相談窓口」が最も多く、「地域密着型センター」としての役割の考え方が定着していることがわかる。「関連機関とのサービス調整」や「運営協議会の構成員」をみると、いずれにおいても最も多いのが「児童委員・民生委員」であり、地域の特殊なボランティアである児童委員・民生委員が、センターと連携と取りながら地域の子育て支援事業を支えていることがわかった。

東京都は日本の首都としての機能を持つ大都会である区部と、住宅地域から山間部へと続く多摩地区、そして島部地域と、人口規模も財政規模もさまざまな自治体が存在している。

島部には児童相談所が設置されておらず、中央児童相談所である東京都児童相談センターの管轄となっている。そのため、一義的な対応は町村の窓口あるいは「子ども家庭支援センター」が担当し、児童相談センターとは主に電話による連絡調整を行いながらすすめている。しかし、自由記述欄には、「土地柄もあり、相談窓口になっても相談するために向いて相談しようとする人は少ないと思われます。年2回児童相談所の巡回相談がありますが、そちらに関しても同じ状況です」という回答もあった。東京都子ども家庭支援センターの各自治体における設置の状況には、土地柄や財政規模による地域格差が大きいことが分かった。「自治体の差（財政・人的）を踏まえた計画の策定・実施の形でなければ、小規模自治体では対応不可能である」などの意見が記述されていた。

5. 事例 清瀬市子ども家庭支援センター

清瀬市は総人口73,497人、世帯数31,560世帯、児童人口12,331人（平成19年4月1日現在）である。独立した児童館が市内に設置されていなかったことから、清瀬駅から徒歩10分程のところにある環境庁気象衛星センターの土地が一部市に払い下げになったのを機に、住民の要望により平成17年7月23日児童センターが開設された。乳幼児から高校生までの遊びとスポーツ、文化の拠点として多機能を有する児童センター内に先駆型「子ども家庭支援センター」が開設した。子ども家庭支援センター内には、子ども家庭相談室、つどいの広場、地域活動室等が設

置されている。子育て支援として、ショートステイ、育児支援ヘルパー派遣、ファミリーサポートきよせ等の子供家庭在宅サービスが実施されている。ショートステイは市内の児童養護施設に委託されており、1才6ヶ月～小学生までを対象に6泊7日を限度に利用できる。費用は一泊3,500円、日帰り2,500円である。育児支援ヘルパー派遣は、0才～12才未満を対象とし、1時間当たり1,000円で家事・育児援助を行う。ファミリーサポートきよせは、NPO法人ピッコロに委託されており、生後2ヶ月～18才未満を対象に一時保育を行っている。費用は、1時間当たり700～900円である。地域活動室はグループの事前の登録をし、無料で利用できる。年中はほぼ満杯の状況である。

清瀬市には40以上の子育てサークルがあり、年2回サークルの連絡会が開催されている。市内には、合計5ヶ所のつどいの広場が設置されている。センター内の広場は他所の5倍の利用数がある。

子ども家庭支援センターの開館は、午前9時～午後5時で、火曜日が休館日である。職員体制は専門相談員2名、子ども家庭支援ワーカー3名、虐待対策ワーカー1名である。先駆型センターとして、育児不安、子どもの発達、虐待問題など多様な相談・支援を行っている。所管である小平児童相談所は、9市9ヶ所の子ども家庭支援センターを担当しているが、そのうち5ヶ所は先駆型である。小平児童相談所の地域班の3名の職員が、月1回清瀬市のセンターを定期的に訪れ、ケースの検討や、共通の打ち合わせを行っている。また、養育家庭制度の普及のために、他のセンターと共に養育家庭（ほっとファミリー）の体験発表会を開いている。清瀬市には現在4軒の養育家庭がある。他市に比べて清瀬市は、児童虐待のケースは少ない。センターの職員は、つどいの広場の活動を通して児童虐待の発生の予防を目指している。また、広場にこない母親の問題に対応するために、積極的に家庭訪問を行っている。見守りサポート事業は、児童相談所と連携し、協議書を交わし進めている。また、母子支援員や市の生活福祉課と横の連絡をとりながら支援を行っている。

平成18年に要保護児童対策地域協議会が設置され、子ども家庭支援センターが調整機関となっている。代表者会議は年1～2回、実務者会議は年4回、個別ケース検討会議は必要に応じて随時開催されている。個別ケース検討会議では、保育園や小学校とセンターで関わったケースをセンターの虐待台帳に記載し、実務者会議に報告される。問題としては、「虐待認識」が学校、保育所、児童相談所でそれぞれ異なることがある。また緊急保護を要する施設が児童相談所の一時保護のみで少ない。

清瀬市の児童センターは、総ガラスの明るい設計であり、最新の設備が整備されていることから他県からの見学者も多い。親子で楽しく遊べる児童館に併設されていることは、子ども家庭支援センターの大きなメリットであるが、一方、相談室の配置が相談者のプライバシーの保護と、相談室に相応しい静かな環境という観点から課題を残しているといえる。

6. 東京都子ども家庭支援センターの課題と展望

(1) 子ども家庭支援センターの役割と展望

平成7年10月23日に決定し（7福子推第402号）、以降平成18年12月8日まで8回の一部改正がなされた「東京都子ども家庭支援センター事業実施要綱」には、目的として次のように記さ

れている。「区市町村が“子ども家庭支援センター”を設置し、福祉、保健・医療、教育等の各分野の関係機関と連携しながら、子どもと家庭に関する総合相談、子ども家庭在宅サービス等の提供・調整、サービス調整及び地域組織化等を行うことにより、地域において子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築し、福祉の向上に寄与することを目的とする。」そして、実施主体は区市町村とし、センターの運営は直営が望ましいが、特段の事情がある場合には、社会福祉法人に委託することができる」とされている。

わが国の子育てをとり巻く環境の変化や悪化等に対応するために平成16年児童福祉法の一部改正がなされたことで、東京都子ども家庭支援センターの機能・役割の拡充と積極的な運営が求められることになった。先に述べたように、平成17年度より子どもと家庭の相談に対応することが区市町村業務として、法律上明確化されたことに伴い都道府県、児童相談所の役割は、専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応や、区市町村への後方支援に重点化されることになった。東京都は、設置を促進してきた「子ども家庭支援センター」の相談体制を強化するために、平成15年度から「先駆型子ども家庭支援センター」を創設した。そこにおいて、増加する児童虐待への対応も含めた機能拡充を図るために「児童虐待の予防と早期発見・見守り機能」が付加された。東京都の育児支援施策の変遷をみると、常に国に先駆けて、子どもと家庭を取り巻く状況をいち早く察知し、適切な対応に向けて取り組みが見られるといえる。その背景として、児童を含めた社会福祉への積極的な姿勢が伝統的にみられたことも指摘出来ようが、東京都が、日本の首都として、我が国の社会の縮図のような多様な問題が発生しやすい土壌にあるとも考えられる。平成16年の児童福祉法改正により平成17年度より市区町村が児童家庭福祉の第一義的相談窓口となった時点で、東京都では受け皿としての「子ども家庭支援センター」が44区市町に51ヶ所設置されていた。

東京都以外の他の道府県はどうであろうか。筆者が共同研究として調査研究した「児童家庭支援センター」は、1998年度より全国に設置され始めたが、平成17年度末現在でわずか62ヶ所であり、未設置の県は17県であった。複数のセンターの設置県もあったが、大半が県内に1ヶ所の設置である。専門の相談員が配置され、「24時間365日」の相談体制は住民にとっては大変心強いものであるが、東京都の子ども家庭支援センターと異なり、児童福祉施設に附置されることが条件であり、一方、国や県から補助金も少ないことから、余程の抜本的改善がなされない限り、今後の増設への大きな進展は期待できないと推察される。このような状況の中で、東京都以外は、各自自治体の役所の所管が子ども家庭福祉の第一義的な、総合的相談の窓口となっているが、従来児童相談所が担ってきた多様な児童相談に適切な対応がなされているか懸念される。子ども家庭問題の解決は、子どもが発達途上にあるところから、即対応し、最善の援助がなされなければならない。地域住民の身近にあるセンターが十分に機能するならば児童虐待を始め、子どもと家族の問題の発生を未然に防止することになるであろう。

東京都「子ども家庭支援センター」は、平成18年度末に一部の島村部を除いて、すべての区市町村に設置された。今後区市町村においては、住民により身近な存在としてセンターの増設が求められている。東京都は平成17年3月「子ども家庭支援センター事業実施要綱」に基づいて「ガイドライン」を発行し、子ども家庭支援センターの役割の認識と各センターの相談機能のレベルアップをめざしている。ガイドラインの内容は、各種の相談内容に応じたケースマネー

ジメントの実践を始め、児童相談所との連携、子ども家庭支援ネットワークの構築と連携のあり方、地域組織化活動等について、事例と共に実践の方法が解説されている。先駆型子ども家庭支援センターは設置されてまだ4,5年であり、活動の実績も十分とはいえない。ガイドラインに示された機能を果たすためにはセンターの人的・物的条件を充実し相談体制の整備が必要とされる必要がある。一方、平成19年3月30日児童相談所との連携において、齟齬をきたさないために「東京ルール」が策定された。地域における子ども家庭の問題の発生は、増加し、複雑化、深刻化の勢いをたどっているが、その相談支援の体制が十分に整備されないうちに重責を担うことになったといえる。東京都は、2007年12月13日に「子ども家庭支援センター事業連絡会」を立ち上げ、都庁において第一回会議が開催された。今後子ども家庭福祉の向上と都民のニーズに応えたセンターとして充実、発展していくことが期待されることである。

(2) 子ども家庭支援センターの課題

① センター職員の量的・質的充実

東京都子ども家庭支援センターの職員体制は、地域の子どもの家庭の総合相談に応ずるべく多種の職種の配置が規定されている。アンケート調査の自由記述欄には、職員のレベルアップのための研修の保障、小さな町村では、規定されている資格を有する職員の確保が難しい、人口規模に応じた職員数にしてほしい、職員数をもっと多い基準にしてほしい、小規模自治体では、職員数の規定を緩和して欲しい、など多様な意見がみられた。虐待問題の対応を事業に含める先駆型のみならず、従来型、小規模型センターも今日地域において子ども家庭の問題の発生の増加と深刻化を考えるならば、各センターの職員の専門性の平準化及びレベルアップは喫緊の課題といえる。センターは相談件数の増加に現在の人員では追いつかず、また、一つのケースにかかる時間も長期化していることに苦勞している。現在の職員体制においてはセンターの重要な機能である個別援助が手薄になっていることが懸念される。

② 財政基盤の確立

平成18年度に調査した全国の「児童家庭福祉センター」の年間の補助金は、800万円弱で、過半数は、赤字を本体施設が補填していることが明らかになった。東京都子ども家庭支援センターについては、東京都社会福祉協議会の調査では、平成15年12月1日現在1ヶ所あたりの平均事業費は約3903万円であった。最大値が1億9870万円、最小値が320万円で、事業費の内訳は、人件費が76.3%を占め、建物管理6.9%、その他の事業費16.8%の構成割合であった。児童福祉法上の施設である児童家庭支援センターに比べて東京都子ども家庭支援センターの事業費は多額となっている。しかし、その内実は、東京都の単独事業であるため国からの補助金はない。東京都の補助基準額は、図表6にみる通り、先駆型2400万円、従来型1700万円、小規模型230万円であり、補助率は1/2である（平成18年度）。筆者が訪れたS区の先駆型子ども家庭支援センターは、年間7600万円が区の負担になっている。センターは、市町村が設置、運営の責任があるために、自治体の財政規模による事業費の負担額の格差が生じることは当然であるといえる。自由記述欄でも、特に市町村のセンターについて、自治体では負担は不可能なので、東京都で財源の保障をするべきだ（して欲しい）との意見がみられる。自治体で事業費の負担を

し切れないということは、規定されているセンターのサービスの提供のみならず、発展も期待できないことになる。家庭在宅サービスの提供は利用者の負担が増大し、サービスを必要とする人の利用が困難となる。現在の利用料についても、家庭の経済状況に応じた、利用料設定の配慮が必要である。

③ 児童相談所との連携

従来の児童相談所の担当に代わり、平成17年度より市町村が子ども家庭の第一義的な相談窓口となったことで、市町村（東京都子ども家庭支援センター）の役割は非常に重要なものとなった。児童相談所の役割は重篤なケースと、市町村から要請があったときの援助、相談などの後方支援に回ることになった。児童福祉法改正がなされて、まだ年数が経っていないこともあり、子ども家庭支援センターでは、現在少なからぬ混乱が見られるところもある。中でも問題と考えられることは、相談（特に虐待）ケースについての緊急度の判断に差異があるということである。センターは、虐待問題に関する権限がないところから、児童相談所に一時保護の依頼をしても、そのように受け止めてくれないとか、あるいは一時保護所が一杯で、預ける施設がないなども書かれている。児童相談所の職員によっては役割の認識のもとに、市町村と連携していく態度も見られるが、中には、子ども家庭支援センターの職員に対して上下関係の態度をあらわにすることもあるようである。平成19年度より実施されている児童相談所との連携をうたった「東京ルール」を双方よく理解し、これにのっとった運用をすると共に、一方、より適切なルールを作成し、東京都の子ども家庭福祉の進展をめざすべきであろう。

④ 開所日、開所時間の問題

東京都子ども家庭支援センターが、児童福祉法上の児童家庭支援センターの機能を担っていることを考えた時、センターの開所日と開所時間の問題が課題として挙げられる。児童家庭支援センターが24時間、365日間相談を受け付けていることに対し、東京都のセンターは、表11、12にみるとおり、週5日の開所41.7%、6日開所47.2%で合計88.9%を占めている。週7日開所は11.1%に過ぎない。また夜間と休日対応もなされていない。センター事業実施要綱には、「相談時間は、休日や夜間にも行うなど、利用者の利便を図ることを最優先に定めなければならない。また、インターネット等を活用した相談の受け付けなど、創意工夫に努めるものとする」と規定されている。夜間は、市区町村（警備員）や児童相談センターの対応が行われているようであるが、子ども家庭の問題が何時でも発生することを考えるならこのような状況は、都民にたいして行き届いたサービスの提供を行うためにも改善が検討される必要がある。

7. 結 語

2004年度紀要において、全国最低の出生率にある東京都の育児支援施策の現状について調査研究を行った。その際、児童福祉法における「児童家庭支援センター」と、東京都における「子ども家庭支援センター」が機能的には類似しているが、制度として東京都が国の制度に先がけて、地域における子育て支援センターとして創設されたことを知った。名称も似ており、国の制度と東京都独自の制度については十分知られていないといえる。これが動機となり、数

ヶ所のセンターを訪問し、2006年8月、共同研究として東京都を除いた全国の「児童家庭支援センター」の実態調査を行った。今日、児童家問題が都市のみでなく全国に広がり、深刻化の様相を呈している中で、児童家庭支援センターの職員が24時間365日間、地域に密着した多様な育児支援活動を乏しい補助金の中で努力していることに感銘を受けた。この調査に続き、当初国の制度のモデルとされた東京都「子ども家庭支援センター」の実態について明らかにすることは、研究者としての責務であると考えた。そこで東京都の子ども家庭支援センター及び、各自治体の所管を対象にアンケート調査を実施した。前年実施した「全国児童家庭支援センター」調査が約90%の回収率であったのに対して、東京都の調査では、予想に反して低い回収率であった。東京都子ども家庭支援センターは、地域における子ども家庭福祉のニーズに応えるべくセンターの機能の充実に着手したところである。一方、センターが十分に整備されていない状況の中で、従来児童相談所が受け付けていた児童虐待を含む比較的軽度の相談が市区町村の窓口となった。このような状況の中でアンケート調査への協力が難しかったのではないかと推察される。回答された調査結果、特に、自由記述欄を通して、過渡的といえる現在の状況の中で、職員の相談活動に対する困難や児童相談所との連携における問題点などがあげられていた。記述に見られる様々の問題は、東京都の住民に対する育児支援における重要な課題であると考えられる。職員の専門性の向上や、「児童家庭支援センター」の有する機能である24時間365日間の相談援助活動を東京都はいかに早急に保証していくかが注目される場所である。

ご多忙の中を、アンケート調査に御協力下さった東京都各自治体の所管及び、子ども家庭支援センターの関係者の方々に深甚の感謝の意を表したい。

また、本研究は、十文字学園女子大学の平成18年度の研究費の支給を受けて実施したことをここに報告すると共に、感謝の意を表します。

付録. 自由記述欄より

(1) 主管課

① 児童相談所との役割分担と連携について

* 市町村が第一主義的な相談窓口となることは、とても良いと思う。相談者の状況把握や協力機関について知っているのは市町村の方だと思う。地域で出来ることは、地域で行うほうが、相談について早く対応できる。地域でも対応できない様な特異的なケースについては、より専門性のある児童相談所に対応してもらいたい。 * K村においては土地柄もあり、相談窓口となっても相談するために村役場に出向いて相談しようとする人は少ない。年2回児童相談所の巡回相談があるが、同じ状況である。相談があれば対応可能なものは村で対応し、対応しきれないような難しいケースの場合は児童相談所と連携して対処するものと考えている。 * 第一義的な相談窓口として市町村でまず情報を収集し、市町村で対応できるケースであれば処理し、複雑なケースであれば役割分担していきたい。 * 市の相談窓口は、市が運営すべきであり、困難なケースについては報告、児相の地区担当訪問の時、お互いの意見のすり合わせをしている。

* 平成19年3月30日、東京都福祉保健局で定めた「児童相談所運営指針等を踏まえた東京ルール」で明確に定められた。市で受けた相談について、児童相談所へ「情報提供」なのか「援助要請」になるのか、状況に応じて判断する。又、一時保護等緊急を要する場合、「送致」とし、児童相談所が全面的に窓口となる。 * 子ども家庭支援センターが地域密着した一義的な窓口となることは必要と思う。児童相談所は

対等の立場で、立入調査権、施設の措置権を持った機能を活かす機関のひとつとして臨機に動ける態勢を整えてほしい。現行では、予定が空かないとか、文書による要請が必要とか、支援センターが比較的重篤と考えるケースへの対応要請への即時的な動きがないと思う。＊現在は明確な役割分担ができていない。今後、明確になっていくと思うが、積極的な関りをもってもらいたい。＊法改正により、子ども家庭支援センターが窓口となり、要保護児童及び要支援家庭に対して情報収集、家庭訪問など実施しています。ケースの中で施設入所や児童への診断などに関する問題が出た場合に児童相談所に連絡している。又、センターと児相との間で主担当機関を確認しケースにもれがない様にしている。＊長期的な視野のもと、都市間での人事交流も実施してほしい。時限付で児相に調整窓口担当部署が作られたが期間を区切らず延長していただきたい。＊T市においては、子ども家庭支援センターに総合相談及び虐待防止センターを設置し、様々な相談や要保護家庭への対応や虐待防止に努めている。これらを展開していく上では役割を明確にする必要性は感じるものの、支援センターの力がまだ弱い。今後、ますます市町村（家庭支援センター）がかかえる、また関わるケースは増加していくと思われる。体制の強化が最重要課題。＊支援センターの方が地域に密着しているので地域で見守れる事は地域で行い、範囲を越えたり、家庭の中に入っていく必要があるときや保護の必要がある時は児童相談所に連携する。「出来ることは子ども家庭支援センターで！」というスタンスで行っている。＊児童相談所は、専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応、重度のケース（入所が必要なケース）に対応し中心的に関わる。市町村はこれ以外のケースのうち児相より対応依頼を受けたもの、市町村が直接相談を受けたケースに対し中心的に関わる。＊児相と先駆型子ども家庭支援センターの役割分担が不明確である。両者の機能的役割分担の整理が必要である。

＊市町村の地域に密着した気軽に相談できる雰囲気が必要 ＊児童相談所と子ども家庭支援センターは権限も違うため当然役割も違うが、支援センターに求められる役割は年々増加してきている。そうした要請に応えられる体制の整備が喫緊の課題 ＊区の職員を2年間の研修目的で派遣していることもあって、かなり連携を取り合っている。＊近年の児童虐待相談の多様化、数の増加にともない、早期発見、適切な対応が求められている。児童相談所より地域に密着している、区市町村が相談の第一主義の窓口としての役割を担っていく必要がある。立入調査や一時保護、施設入所など法的対応が必要なケース、センターにおいても対応が困難な重篤なケースについては、児童相談所と連携を図り、対応してもらいセンターの後方支援的役割を担ってもらう。＊児童虐待が大きな社会問題になる中で法改正が行われ、地域の資源や力量が整わないままでは対応せざるを得ない状況になっている。権限や専門的な知識・技術を持たない地域の現状は深刻で、23区の中でも役割分担は一律ではなく、それぞれの実情に見合った救済システムの構築が急がれる。又、後方支援に役割が特化された児相は、一時保護施設の拡充など、地域の切実な要望を満たすためにも更なる充実が望まれる。＊住民に身近な区市町村で第一義的な児童相談を受けられることは、住民利益につながると考える。又、区市町村にとっては住民からの第一主義的児童相談を受けることにより、子育て支援の課題を発見でき、施策展開の参考となる。＊相談は区市町村の方が多くなっていますが強制介入や分離が必要なケースは児相しか対応できないので、そこで役割分担をしています。区市町村は、サービス提供を主にサポート的な関わりを主としています。＊市町村が相談窓口を支援センターを中心に設置した事で身近な相談窓口になり、また虐待予防へとつながられるケースの発見にもつながり効果的である。課題は相談者職員のスキルアップと連携方法についての熟知である。＊児童相談所：緊急かつ専門性の要求されるもの・権限の発動が求められるもの。区市町村：見守りが必要なもの・軽位なもの・予防的なもの ＊児童相談所は、より専門性を高め、区市町村へのスーパーバイザー・虐待

を受けた子どもへの治療や虐待をした親への教育などの役割 *今年度東京ルールとして、ある程度役割分担が示されたが、不明確な点があり現場やケースで対応がまちまちとなる。 *近年、様々な社会情勢を背景として、児童家庭福祉に関する相談ニーズは一層増加している。地域に根ざした身近な相談窓口である区市町村、総合的に統轄、コーディネートする児童相談所と役割分担することは、きめ細やかなサービス提供を行う上で非常に興味のあることであると思う。 *児相の代替的役割を感じる。地域ネットワークで解決できる事例は当センターで対応していく。当センター内で対処すべき範囲の見極めに苦慮している。情報提供を児相に行うべきであるかの判断が難しい。 *区市町村と児童相談所とのリスクアセスメントがちがうことが多い *東京都独自の「東京ルール」があるが、役割分担の部分であいまいさがある。

*児童相談所の「専門性」の捉え方に児童相談所と区の間で乖離がある為、ケース対応をしていく中で、互いの役割に関して齟齬が生じることがある。 *ケースの家庭復帰後の対応や情報提供が上手くいかない場合がある。見守りサポートケースの役割分担が明確でない。 *児童福祉司個人によって考え方のばらつきが大きい。児童相談所もたくさんのケースを抱えており、地域支援にあたる余裕がない。一時保護所や施設が常にいっぱいの状態でタイミングよく効果的に活用できない(機関間での対立が生じる) *児童福祉法改正による市町村の役割の強化をうけて東京ルールに基づき実施している。まだ修正を加えながらの段階ではある為、児童相談所に相談をしながら行っている。主担当をどちらにするのか連携の歩調のとり方、ケース進行の管理調整などの課題は大きい。 *当センターでは保護するべきと判断するも、児童相談所は保護の必要なしと判断する等双方の方針が異なり対応に困難と感ずることがある。 *重症度に対する見立ての違い。(ネグレクトと養育困難との違いなど)。希望するタイミングでの一時保護が難しい。地域の資源が使えないケースの住宅支援。 *時には見解の違いが出てくるときがあるが、話し合いでスムーズにしていると思うので特にというのではない。 *具体的にどこまでがセンターの役割で、どこからが児童相談所の役割になるのかが難しい。 *一時保護等緊急度のとらえ方に温度差がある点。

*区の職員を2年間の研修目的で派遣していることもあって、かなり連携を取り合っている。 *先駆型子ども家庭支援センターと児童相談所の役割の整理が困難である。 *毎回、問題が出るのは施設が満員であり、保護しなければならない場合でも数日待ったりショートステイを利用することもあります。 *子どもと家庭の問題について対等・協力する関係であるべきと思いますが、今だ、児童相談所は市を指導するという意識が根強く連携がとりづらいことがある。

② 東京都子ども家庭支援センター事業、及び、展望等について

*地域におけるニーズにあわせた展開が必要であると思われる。自治体間の差(財政・人的)を踏まえた計画の策定・実施の形でなければ小規模自治体では対応不可能である。 *人口規模に対する人員配置の基準を示されたい。 *子育て支援事業のトータルなシステムを担うという意味でも重要な役割を果たしている。従来型から先駆型に移行し、位置づけも明確になってきている。支援センター業務として、ガイドラインが平成17年3月に示され、それによりながら蓄積を努力しているところである。行政課題が数多くある中で、常に支援センターに求められている役割を充実させ、関係機関とのネットワークを実質あるものにしていくためには、普段の密度の濃い確実なワーカー業務を基盤として整備することが不可欠である。その点を、強化しないと児童相談所が虐待通報を受けることについて課題が噴出し、支援センター(市町村)に業務を分担し、役割強化を図った経同様支援センターも名ばかりは強化され実際の対応が更にスキル不足の中で行われることになり、不安感を覚える。 *現状だと児童相談所に対応を確認して

対応することが多く、まるで児童相談所の出先機関のようになっている。この問題を解決する方法は、児童相談所が更に市民に身近な機関となり（具体的には市に1つとか、市役所内に事務所を置く）現在の児童相談所の機能と子ども家庭支援センターの機能を併せ持った機関を設置することである。市民にとっても通告先等が分かりやすくなる。 *都市化・核家族化が進む中で教育不全の訴えは年々増加している。煮詰まらない子育てを訴える子供家庭支援センターの役割は、今後益々大きくなっていくものと思われる。虐待の未然防止の観点からも相談事業に特化した施設よりも自然な形での交流が可能な広場事業を併せ持つ子ども家庭支援センターの意義は大きいと思う。 *総合相談事業で行っている虐待や要保護家庭への対応の中で複雑でなおかつ重篤なケースが増加してきており、専門のスタッフ、例えば臨床心理士の確保や各ケースに対応するコーディネーターの必要性を強く感じる。また、病後児保育、一時預かりの拡大などが望まれている。しかしながら公立直営での事業展開は限度があり、指定管理者制度導入など展開活力の導入が必要と思われる。 *子ども家庭支援センターの役割が大きくなってきている。この役割に耐えるソフト・ハード面の整備が必要。 *子育てひろばを併設する等して、気軽に訪問して親同士の情報交換やコミュニケーションを計ったり子育てに関する不安や悩み等を相談できる環境ができればと考えている。 *東京都の事業がどんどん市区町村に移管されてきているが市区町村にも財源の厳しさがある。ハード面・ソフト面両方でかなり無理があるがなんとかしてほしい。もっと頑張れといわれているようできつい所がある。保護所などの場所の増設などに取り組んで頂きたい。かなり危険のある子どもをケアする事は難しい。都の支援センターの職員体制があるが、最近ケースも難しいものや時間のかかるものが多く多様化しているので配置人数を検討してほしい。 *当センターでは子ども及び家庭に関するあらゆる相談業務を実施しており、常勤3名、非常勤嘱託員3名の計6名で対応している。しかし、年々相談件数の増加・内容の多様化、複雑化が顕著になっており、この人員体制では対応が難しくなっている。（現状では人員増は望めない）

(2) 子ども家庭支援センター

① 今後当該センターにおいて必要であると考えられる事業

*緊急時の一時保護事業（養護や虐待等の一時保護等について） *虐待予防市民啓発 *育児支援家庭訪問の充実 *より身近な地域で相談が受けられるランチ型の子ども家庭支援センター *2才未満のショートステイ事業 *養育能力が低い家庭への支援体制の充実 *妊娠中から支援をスタートするシステムの整備。 *トワイライト事業が未実施のため必要と思う。 *虐待を行っている親等へのフォロー *ショートステイ・トワイライトステイ *今の事業の充実を考えたい。 *一時保育・ショートステイ *子育て支援サービスの充実 *病時保育、就学期児童ショートステイ、広場事業（交流スペース）、ボランティア育成。 *センターの建築等・施設の充実。トワイライト、ショートステイ、ファミリーサポート等の実施 *相談窓口・体制の充実、相談員の確保、子育て広場・交流スペースの充実、地域の子育てグループ（サロン・ひろば・ボランティア）の組織化・活動場所の提供・ネットワーク化の支援 *要保護児童対策地域協議会の立ち上げ *本年度中に、小中学生自身からの相談を受けれるようにカードを配布し相談を受けようとする。 *一時預かり等の保護者のリフレッシュを伴う預かり *一時保育（現在 検討中） *先駆型への移行

② 子ども家庭支援センターの制度についての問題点、課題について

*子どもと家庭や地域に多様で複雑な問題を抱え、育児観も多様化している。育児力も低下し地域で支える力も弱くなっている様に思われる。家庭支援センターの制度の中で家庭を支援する中核として事業を展開していきたい。 *職員のスキルアップ、必要人員の確保 *対人口比の人員配置の基準がない。専門性の不足 *小規模町村では先駆的な事業実施は現実的に不可能（予算・人員）。名前だけのセンターでは、従前からの業務との重複が多くあえてセンターをつくる必要性が薄い。人員配置・事業内容等にしばりもあり、予算もなく地域に該当する資格所持者もない小規模自治体の現状を踏まえうえでの事業推進だとは思えない。虐待報告等が過去にない地域においての要保護児童地域対策協議会の実質的な設置業務付けなど、全国一律な計画では現実的に対応できない町村もあることを認識した上での制度の位置づけ等が必要である。 *どこの支援センターでも同様の傾向と思われるが、ケース数の増加に対する態勢が追いつかず、最も必要とされる個別援助が十分に図れない状況にあると思慮される。更に、児童虐待対応に加えて要保護児童への対応及びケースの進行管理・ケース会議の開催や関係機関との調整・訪問調査など費やす時間も膨大で援助者のバーンアウトが心配。 *児童相談所の捉える児童家庭支援センターの役割と子ども家庭支援センターの捉える児童相談所の「専門性」に乖離がある為、具体的なケース対応の中で齟齬が生じることがある。その為、東京都で互いの役割について整理が必要と考える。 *虐待の予防に対して大きな手立てがない。 *児童福祉法上、市町村における相談機関の名称、体制を明確にすると共に予算措置の充実が望まれる。 *東京都の補助制度が自治体の規模・人口に関係なく1自治体1センターのみを補助対象としている。ランチとしての地域子ども家庭支援センターの補助制度が必要である。 *相談員を養成するシステムの未確立。人事異動に対応すること。相談数が大変多くあり、児童相談所と比較し、支援を短期で終了できないケースが多いので支援センターの負担が年々重くなっていること *東京都から市区町村に業務が移管され業務量が多くなってきている。それに合わせて相談件数の増加があり、人的配置が基準を多くしてほしいと思う。 *国・都からおりてくる楽手業務への、人的、システムの対応が追いつかない。 *虐待対応の体制が不整備（市）。専門（虐待）職員の確保が困難。 *子ども家庭支援センターが地域に充分理解されていない部分がある。 *関係法の整備が遅れ、現実には追いつかない部分がある。（児童相談所の権限が拡大されたとは言え、現実にはさらに複雑深刻）又、支援センターには立ち入り権限等はなく、はがゆい思いをすることがある。児童福祉司の人数が少なく、連携をとりにくいこともある。 *児童虐待に対し法的権限がない（あるのは児童相談所） *児童相談所との役割分担で市町村は第一次の窓口、児童相談所は専門機能後方支援という流れができつつあるが、本来的役割の相違がある中では、混乱や失敗を招く可能性がある。 *来所、電話による相談等に対応する専門相談員については、資格要件があり、だれでもできるものではない。また、いじめや虐待などに対応する場合、緊急に対応するケースや相談のほとんどが継続性が必要となる。この事業費は、相談員（非常勤）の雇用で占める割合がほとんどのため、相談員の質と確保は重要な課題であることから、相談、支援機関としての使命が果たせない。 *相談、調整等、実際に運営できる人員の配置が必要。独立した、支援センターの建物が必要。相談室の設置の場所の考慮、子ども幼児の遊び場所、調理室、保護者の会食できる部屋（以上は当町の関係としての問題点を考えて意見）。東京都の区市町村は、人口の大小で予算に多い、少ないに大差があり、弱少町村は中々、先進地のセンターに追いつけない状況である。東京都の助成がほしい（予算、人間等）

*生活保護における経済援助、児童相談所における立入調査、施設措置等権限に基づく援助に比べ、相談を聴き、共に考え励まし、他制度機関を紹介するといった支援業務にはケアの限界があり、相談員におい

でも明確な支援方針、目的が立てずらいところがある。ケアマネジメント、コンディネイト業務を中心に業務を進めるうえで他機関（特に生活保護担当、児童相談所）の連携を充実させる必要がある。

③ 子ども家庭支援センターの制度の展望等について

*相談事業の強化 *子ども家庭支援センターは東京都の事業として平成7年に開始され、平成19年3月末には一部島村部を除き、都内全ての区市町村に設置された。今後は東京都が主導していく事業ではなく各自治体が法に基づき責任をもって対応しなければならない児童家庭相談、児童虐待などの活動や、地域の特色を活かした子育て支援の拠点として展開していくと思われる。 *相談に特化した施設にならない方がよい。

*これまでの取り組みの評価と、現状の課題に対する検討。市内での対策と都への要望を改めて検討する時期がきていると思う。 *児童の一時保護所が少なく、危険度が高くても保護する場所がないので養育家庭で一時保護（短期）が制度化すると良いと思う。 *子ども家庭支援センターの役割が今後一層大切になって行く。それに対応できるだけの体制を整えていくことが各市町村の課題である。 *人材の充実を考えてほしい。

*これまで民間委託で仕事をして来ることの中で、民間委託での限界があり、区主体が運営する総合センターで対応することになったことはより良い対応が出来るようになると思われる。民間委託（指定管理制度）での運営には限界を感じる。 *第一次的子育て支援窓口としての相談機能の充実・サービスの提供が本来の役割であり、その二次的効果として虐待予防が充実する。 *近年の幼児・児童を取り巻く環境の変化や、幼児・児童の親（保護者）の子育てや育児についても、方法や考え方も変化してきており、いじめ、児童虐待、家庭環境など子ども家庭支援センターの役割も重要なものとなってきている。また平成18年4月より「先駆型」となったことにより、「要支援家庭サポート事業」が追加され、虐待防止に向けた支援ができるようになった。また、社会環境の変化とともに相談も多種多様化してきており、休日や夜間の対応も求められる。こうした相談に対応すること、また専門的な相談に対応するための専門職（臨床心理士）の確保と相談体制の整備、相談したくても相談にいけない市民などに対応するため、相談が身近でできる体制づくりと、虐待などの未然防止、支援センター事業のPRを進めていく必要がある。 *相手方（親、子ども、関係者）からの相談にどのような時でも、どんな事でも対応できる受け皿としてのセンターの装備がなければ、子ども家庭支援センター制度といっても、なにもならないのではないか。設備や人間（相談員、保健師、臨床心理士、看護師）の配置ができていなくては、展望も考えられない。区市町村によって差がありすぎる。 *子どもと家庭の問題、要保護児童の問題とそのケアについては乳幼児期から青年期までひとつの流れとしてトータルに情報を把握する必要があると思う。関係各機関の情報をたてにつなげるためのネットワークと情報管理の仕組みが必要であると思う。

注.

1. 伊藤わらび著「東京都の育児支援施策の現状と課題 その1. 全国最低の出生率にある巨大都市・東京の対策」十字学園女子大学人間生活学部紀要第2巻 2004年12月
2. 「東京の子どもと家庭 平成14年度」東京都社会福祉基礎調査報告書 東京都福祉局 編集・発行
3. 伊藤わらび・野島靖子著「児童家庭支援センターの実態と課題 一全国実態調査結果をもとに」十字学園女子大学人間生活学部紀要第4巻 2006年12月

4. 「子どもと家庭・女性の福祉施策概要 平成18年度」東京都福祉保健局少子社会対策部
5. 東京都社会福祉協議会『東京都内 子ども家庭支援センター実態調査報告書～事業活動の実態から見える次世代育成支援にむけた課題～』東京都社会福祉協議会 2004年

参考文献

1. 伊藤わらび著「東京都の育児支援施策の現状と課題 その1. 全国最低の出生率にある巨大都市・東京の対策」十文字学園女子大学人間生活学部紀要第2巻 P.94 2004年12月
2. 厚生省「児童家庭支援センター設置運営要綱」厚生省児童家庭局長通知 1998年5月
3. 東京都福祉保健局少子社会対策部「子どもと家庭・女性の福祉施策概要 平成18年度」
4. 東京都福祉保健局少子対策部計画課編「子ども家庭支援センターガイドライン」東京都 2005年3月
5. 「社会福祉の手引-2007年版」東京都福祉保健局編集 東京都生活文化局 発行
6. 「東京の子どもと家庭 平成14年度」東京都社会福祉基礎調査報告書 東京都福祉局 編集・発行
7. 「東京の社会福祉 2007年版」東京都福祉局 企画・編集
8. 東京都福祉局子ども家庭部計画課(編)『児童虐待の実態-東京の児童相談所の事例に見る-』東京都生活文化局発行 2001年
9. 「ご存知ですか? 東京の子育て支援」東京都福祉局 編・発行
10. 東京都社会福祉協議会『東京都内 子ども家庭支援センター実態調査報告書～事業活動の実態から見える次世代育成支援にむけた課題～』東京都社会福祉協議会 2004年
11. 全国児童家庭支援センター編・発行「児童家庭支援センターハンドブック」2003年
12. 厚生労働省『市町村児童家庭相談援助指針について』厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 2005年
13. 厚生労働省『児童相談所運営指針の改正について』厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 2005年
14. 伊藤わらび・野島靖子著「児童家庭支援センターの実態と課題 -全国実態調査結果をもとに-」十文字学園女子大学人間生活学部紀要第4巻 2006年12月
15. 瀧口桂子・遠藤久江・富田恵子、松本園子・小林理『児童家庭支援センター調査報告書』児童家庭養育支援研究会 2003年
16. 全国児童家庭支援センター協議会編・発行「たいよう」各号
17. 松田博雄・山本真実・熊井利廣、地域子ども家庭支援研究会(著)『三鷹市の子ども家庭支援ネットワーク地域における子育て支援の取り組み-』ミネルヴァ書房 2003年
18. 「子育て広場 0123吉祥寺-地域子育て支援への挑戦」柏木恵子・森下久美子 編著 ミネルヴァ書房 1997年
19. 子育てセンター実践研究会編「子育て支援 実践報告 61」生活ジャーナル 2007年7月
20. 桐野由美子、家庭訪問支援プロジェクトチーム編著「子ども家庭支援員マニュアル」明石書店 2003年
21. 原田正文著「子育ての変貌と次世代育成支援-兵庫レポートにみる子育て現場と子ども虐待予防」名古屋大学出版会 2006年7月
22. 柏女霊峰著「次世代育成支援と保育-子育て・子育ての応援団になろう」全社協 2005年
23. 汐見稔幸 編著「世界に学ぼう! 子育て支援-デンマーク・スウェーデン・フランス・ニュージー

- ランド・カナダ・アメリカに見る子育て環境」フレーベル館 2003年
24. 「保育白書」各年版 保育研究所・全国保育団体連絡会編 草土文化
25. M.ジョリヴィ著「子供不足に悩む国、ニッポン—なぜ日本の女性は子供を産まなくなったのか」大和書房 1997年2月
26. 岩淵勝好著「次世代育成支援の現状と展望—少子社会の挑戦」中央法規 2004年
27. 浅井春夫著「次世代育成支援で変わる変える子どもの未来—子育てを応援する行動計画作り」山吹書店 2004年5月

Summary

Before the Children and Family Support Center (Jido Katei Shien Center) was established through the Child Welfare Law in 1998, the Kodomo Katei Shien Centers were established in Tokyo Metropolis in the beginning in the '90s and began to be subsidized by the Tokyo Municipal Government. The Jido Katei Shien Centers were modeled after Tokyo Kodomo Katei Shien Centers.

We carried out the research study on the actual state of 75 Tokyo Kodomo Katei Shien centers including 5 small-scale centers, and 62 local municipal governments after visiting 7 centers. The respondent rate was 69.4 % of local municipal governments, and 48.0 % of centers.

As the result of the study, we discovered the following 4 problems regarding Tokyo Kodomo Katei Shien centers should be resolved for the development of welfare of children and families in each community of the Tokyo Metropolis.

1. Increasing staff numbers in areas such as social workers, counselors and public health nurses, and improvements in training policies.
2. Increasing the subsidies to the centers.
3. The strengthening of the teamwork between the centers and the child guidance centers, and working in accordance to the Tokyo Rule made by the Tokyo Metropolitan government.
4. Funding an increased numbers of convenient centers such as the Jido Katei Shien Centers, which is opening for 24 hours a day, and 365 days a year.